

災害により、家が壊れるなどの被害を受けた場合、公的な支援を受けることができます。

各種の支援を受けるためには、罹災証明書が必要になることが多いので、必ず、家が壊れている状況を写真に撮り、罹災証明書の申請をしてください。

各支援制度について、詳しくは最寄りの自治体（市役所など）にお問い合わせください。

公的な支援制度

・災害弔慰金

災害により、家族が亡くなったときに支給されます。

家族が生計維持者の場合…最大 500 万円

その他の同居していた家族の場合…最大 250 万円

・災害障害見舞金

災害により、重度の障害（両眼失明や両腕切断等）を受けたときに支給されます。

生計維持者…最大 250 万円

その他の家族…最大 125 万円

・災害援護資金の貸付

災害により、世帯主が負傷したり、家や家財の被害があったとき、資金の貸付（返済する必要のある）を受けることができます。

最大 350 万円まで

・応急仮設住宅への入居

災害により、家が壊れて住むところがなくなり、自分で住居を確保することができない場合、市役所が住居を提供してくる制度があります。

・被災者生活再建支援金

災害により、住居（アパートも含む）が半壊や全壊など住むことができず、大規模な修理が必要な場合、支給されます。

被害の程度に応じて、75 万円から最大 300 万円まで

- ・教科書等の無償給与

災害により、学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品が支給されます。

- ・小中学校の就学援助、高校の授業料免除

災害により、就学が困難になった児童生徒の保護者、授業料等の納付が困難になった生徒に対して、必要な費用を援助または減額等の制度があります。

その他の支援制度

- ・公共料金、使用料等の特別措置

災害により被害を受けた被災者に対して、公共料金や、電気、ガス、電話料金等について、軽減される場合があります。

詳しくは、各種関係事業者にお問い合わせください。

- ・損害保険の適用

家や家財に保険をかけていた場合は、損害に応じて、保険金が支払われます。

詳しくは、自分が加入（保険の掛け金を支払っている会社）している保険会社に問い合わせてください。

- ・雇用保険の失業等給付

災害により、働いていた会社が休業することになり、一時的に仕事ができなくなった場合、基本手当が支給されます。

雇用保険に6か月以上加入している等の要件がありますので、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

- ・災害復興住宅制度

災害により、住居を再建したり、中古住宅を購入したり、壊れた住居を補修する場合、融資（貸付）を受けることができます。

対象となる住居の基準がありますので、詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・被災ローン減免制度

災害により、住居や車、教育などのローンの返済が困難になった場合、ローンの免除や減額を受けられることがあります。

詳しくは、ローンの借入先（銀行など）や近くの弁護士会にお問い合わせください。

・通訳サービス

通訳サービス会社では、各種の制度の説明はできません。各種制度の問い合わせ先に相談するとき、通訳が必要な場合に連絡してください。

株式会社ビーボーン 電話 092-687-5137 (24 時間対応)

対応言語：英語、中国語（北京語）、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、タガログ語、ネパール語、マレー語

株式会社ブリックス 電話 050-5814-7230 (24 時間対応)

対応言語：英語、中国語（北京語）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語

NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会